

第4号議案

令和4年度 事業方針大綱（案）

令和3年度も令和2年度同様、千葉県においては、ほとんどの月がまん延防止等重点措置の期間となり、飲食店を中心とした時短営業及び休業が要請され、経済的制限化における1年でありました。特に令和3年の年末から感染拡大したオミクロン株の感染力はすさまじく、感染者数は第5波のほぼ10倍となりました。令和4年に入り、千葉県は何度目かのまん延防止等重点措置が発出され、3月21日に解除されたものの、第5波の頃と比較しても大きな効果は認められず、闇雲に期間だけが経過したような印象でした。

本会においても、少なからず事業執行に影響がありました。令和4年1月26日に開催を予定しておりました賀詞交歓会が2年連続で中止となりました。第1回業務研修会はYouTube配信により実施しましたが、第2回業務研修会につきましては、集合形式による研修会を企画しておりましたが、残念ながら年度末までに開催することはできず、令和3年度につきましては、業務研修会が1回のみの開催となってしまい、会員の皆さまの研修の機会を奪う結果となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。心からお詫び申し上げます。

令和3年度、新たな事業も開始しました。1つ目は年次研修です。この研修は日本土地家屋調査士会連合会が指定する義務研修であり、令和3年度から5年間の内に全会員が必ず受講しなければならないものです。グループディスカッションがあることから、千葉会では、会員をいくつかのグループに分け、研修の参加人数を25名程度としました。令和3年度につきましては、4回実施し、結果80名の会員に受講していただきました。令和4年度につきましても、同様の形式で実施していく予定です。該当する会員には、個別にご案内いたしますので、必ず受講くださいますようお願ひいたします。

もう1つは、GNSS機器の会員への貸与に関する事業です。本会でGNSS機器をリース契約し、令和4年度より会員の皆さんに貸与することができるよう調査・研究を行っておりますので、ご期待ください。

財務面においては、会費収入の減少を避けることができないことから、収入に見合った事業執行にシフトチェンジする試行の1年でした。予算案は前年度の決算をベースに策定する方法へ見直し、事業面においては、事業の取捨選択の模索、継続事業の予算執行状況を注視してきました。また、総務面においては、ウェブ会議の有効活用を行うことにより費用の削減を目指しましたが、常任理事会のない千葉会では、理事会を単なる報告的な会にすることはできないため、集合形式+ウェブのハイブリット

会議がメインとなりました。

予備費を除く予算案 150,859 千円の予算に対し、決算 127,278 千円、執行率 84.3 パーセントとなりました。新型コロナウイルスの影響により、賀詞交歓会や第 2 回業務研修会が中止となったことを考慮すると 1 年目の執行部としてはまずまずの業務執行ができたのではないかと考えております。単年度で見てみると、132,115 千円の収入に対し、127,278 千円の支出となり、単年度黒字となりましたので、結果としてはいい着地ができたのですが、予算が収入より多い状況を考えると、事業面及び総務面ともにもう少し支出削減をしていかなければならないと考えております。財政の健全化、つまり繰越金に頼らない単年度黒字の予算執行を安定的に継続していくためには、もう少し何か抜本的な対策を講じる必要性があると感じています。

令和 4 年度の事業方針としては、令和 3 年度と同様とし、引き続き、数年後の財政の健全化を目指し、各事業を進めていきたいと考えております。

令和 4 年度の事業計画方針は以下のとおりです。

- ① 日本土地家屋調査士会連合会が策定した土地家屋調査士と制度のグランドデザインに基づき、土地家屋調査士の使命と自覚、国民が安心して暮らせる社会の実現、土地家屋調査士の社会的地位の向上を目指し、国及び日本土地家屋調査士会連合会の動きを注視しながら、目的実現のための事業を計画し実行します。
- ② 現在実施している事業を総括し、事業の見直しや縮小等事業の選択と集中を図り、収入に見合った事業の執行を目指します。
- ③ ウェブシステムを有効活用することにより、コロナ禍における事業執行を念頭により効率的な会務運営を目指します。
- ④ 事業の選択と集中に合わせて適正な予算配分を行うことにより、単年度の收支バランスの健全化を目指します。

以上

千葉県土地家屋調査士会
会長 秋山昌巳

令和4年度事業計画（案）

【総務部】

1. 諸規程の整備

連合会から配信される情報に耳を傾け、必要に応じ各規則や規程の検討を行うとともに、コロナ禍においても、会務運営が行えるよう諸規程の整備に努める。

2. 会員連絡及びデータバックアップ等のシステム再構築

的確な情報を把握し、迅速に情報配信することが大切であると考える。FAX・月末定期郵便による情報提供のほか、ブログ・メルマガ・ウェブサイト掲載により、しっかりと会員に情報配信を行う。また、データバックアップ等のシステム再構築については、専門家を交え検証を行う。

3. ウェブサイトのリニューアル

ウェブサイトリニューアル作業を継続して実施しているが、今年度も更により良いものとするため、引き続き専門家に携わっていただき対応に努める。

4. 事務局体制の強化

昨年同様に現職員により効率的な運営を目指す。事務局体制の見直しを引き続き行い、コロナ禍における職員の休暇にも対応できるような体制強化を図る。また、新規職員の採用については今年度に再検討を始める。

5. 補助者が調査士試験を受ける際の補助金及びアカデミー開校の検討

補助者への調査士試験補助金制度及びアカデミー開校につき、アンケート結果を基に検討を始める。

6. 会員のポイントによる評価体制の検討

C P D評価とは別に千葉会独自の評価基準について検討をする。また、会員のポイントによる評価体制についても引き続き検討を行う。

【財務部】

1. 役員報酬及び各委員等の報酬の適正化の検討

事業の増加に伴い理事の負担は増えているが、支払いの原資には限りがある。役員及びP Tの会議等に対する報酬の見直しを進め、ウェブ会議の促進を行い、支出を抑えつつも、適正な報酬を支払えるように検討を行う。また、今年度より境界問題相談センターちばのセンター長について理事相当の報酬支払いを行う。

2. 会員親睦の検討

以前まで行っていたソフトボール大会や運動会のような会員全体の親睦事業について、会員数減少や高齢化を考慮した新たな親睦事業について検討を行う。また、ゴルフ同好会のみならず、新たな同好会への積極的な助成の検討を進める。

3. 適正な財務処理

各部・各委員会の執行状況を月次ごとに確認し、各事業において効率的な事業執行となるよう注視し、適正な予算執行に努める。また、会の資産である動産及び不動産についても管理を徹底し、適正な財務処理に努める。

4. 災害対策基金の充実

将来に備えた大規模災害基金の充実を進める。昨年度に引き続き今年度も財政調整積立金から1,000万円を繰り入れ、一般会計からの繰入金と合わせて1,100万円の繰入を行うことにより基金の積立目標である5,000万円に向けて、できるだけ速やかに達成できるよう検討を行う。

【業務部】

1. 表示登記協議会の開催

- (1) 7月と2月頃の年2回程度を予定して協議会を開催する。
- (2) 各支部における、年1回の法務局との打合会について、支部助成金を交付することにより開催の支援を行う。

2. 業務に関する企画・立案及び調査・研究並びに報告

- (1) 官民境界確定業務改善として県土木事務所の要領の改正後について、その取扱いが遵守されているかの調査・研究を行い、より良い取扱いとなるよう協議の準備を進めていく。
- (2) コロナ禍で昨年度より延期となっている調査士法第25条第2項に関する調査として、各支部からの人員の援助をいただき、前回調査から10年以上が経過する法務局保管の土地区画整理図面などの備付状況の調査を法務局の許可の基に実施する。
- (3) 事務所経営に関する研究として、サイクルタイム等の調査研究を行い、適正な報酬額について調査研究を進める。
- (4) オンライン申請の推進に向けて、法務局と連携してオンライン申請率向上に向けた研修又は広報を行う。
- (5) 会員がGNSS測量機を用いての基準点測量を可能とするために、本会にてリース契約したGNSS測量機を会員へ貸与し、GNSS利用の機会を増やす。GNSS測量についての調査・研究を引き続き行う。

3. 資料センターに関する調査・研究

袖ヶ浦市保管の基準点・区画整理データの登録作業を進め、会員には資料センターのサービスを効果的に利用いただけるような情報発信を行う。

4. 基準点に関する事項

今年度も県内市町村との街区基準点包括使用承認契約の更新を行い、未契約市町村には契約に向けての働きかけを行う。今後も街区基準点の運用方法や震災後の測地成果への対応等についての情報収集を行い、その成果をウェブサイトにて継続して公開していく。また、会員には包括使用承認契約に基づく基準点使用報告が適切に提出されるように広報を行う。

5. 研修体制の充実

- (1) 研修委員会と連携して、効率的かつ効果的な研修が実施できるよう、コロナ禍においても受講可能な研修体制の整備・充実を図る。
- (2) 受講義務研修となった年次研修について、運営を行う。

6. 研修会、講演会等の開催

- (1) 全会員を対象とした研修会又は講演会を年2回程度開催する。
- (2) 関連士業と連携して、研修の企画を行う。
- (3) 会員からの要望を踏まえた有料研修会の企画を行う。
- (4) 若手会員からの意見を踏まえた、新人会員を対象とした研修を行う。

7. 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度への対応

研修履歴及びCPDポイントの情報をウェブサイトにおいて公開・管理する。

会員には連合会が目標に掲げる年間16ポイント以上、5年間で80ポイント以上のCPDポイントの取得を促す。

8. その他研修に関する事項

- (1) 支部研修については、例年どおり助成金交付の準備をし、講師派遣の依頼についても積極的に対応する。また、ブロックを構成する支部間の交流を促進し、ブロック構成内の支部での協力関係の強化に働きかけていく。
- (2) 受講義務研修となった連合会新人研修について、参加を促す。
- (3) 連合会及び関東ブロック協議会主催事業への積極的な参加を促す。
- (4) 他調査士会、他組織の研修会の情報を入手した際には、積極的に会員に紹介する。
- (5) 他調査士会、他組織からの要請による講師派遣の依頼についても積極的に対応し、土地家屋調査士業務に対する広報活動に積極的に努める。

【社会事業部】

1. 地図の整備等に関する事項

例年どおり千葉県地籍調査推進委員会へ参加し、地籍調査事業を推進する。

正副委員長・部会長会議及び各部会に参加して、千葉県地籍調査推進委員会の運営に関し積極的に活動協力する。

2. 境界紛争解決に関する事項

(1) 千葉筆界特定・ADR研究協議会にて、土地の境界をめぐる紛争を未然に防止し、適正、迅速かつ総合的に解決するため筆界特定制度と境界問題相談センターちばとの連携方策を協議する。

(2) 筆界調査委員を対象とした研修を開催する。今年度は意見書作成について研修を行い、調査委員の能力向上を目指すことで筆界特定の迅速化に繋げる。

(3) 法務局が行う研修会に講師を派遣するとともに、筆界講座や境界問題相談センターちばが行う研修会に法務局へ講師派遣を要請し、法務局と相互連携を図る。

3. 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項

公嘱協会との意見交換を行い、嘱託登記の推進を図る。

4. 公共・公益に関わる事業の推進に関する事項

(1) 空家等対策の推進のための調査研究を行い、市町村が主催する空家等対策協議会の協議委員内で情報共有し土地家屋調査士の活躍を目指す。

昨年度、各協議委員によって市町村に提案された「住まいの終活」事業を拡大し空家になってからの活動から空家になる前の活動に焦点を当て、より土地家屋調査士が貢献できる分野を模索するとともに、より多くの市町村に協議委員を派遣していく。

また、千葉県が主催する千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会などに参加して情報収集に努める。

(2) 支部で開催する小学校への出前授業に協力し、教員や保護者、子供たちへの制度広報を行っていく。また、中学校及び高等学校において土地家屋調査士の職業についての講演を行う。

(3) 引き続き明海大学において講義を行い、大学生への教育と制度広報を行う。

(4) 一昨年、県内 54 市町村との災害協定を締結したので、千葉県との災害協定の締結を目指す。また、地域の講座等に講師派遣の要請があれば積極的に対応する。

(5) 災害協定締結市町村が主催する防災事業へ参加する支部に協力していく。

(6) 各支部の災害担当者向けに住家被害認定調査研修を充実させ、市町村が行う

- 罹災証明発行の研修に講師を派遣する。
- (7) 災害調査に関するマニュアル化を実施する。
- (8) 防災訓練を実施し、会員の防災意識の向上を目指すとともに、有事の際に迅速な情報共有ができる環境を検討する。
- (9) 関連士業との災害対策に関する協議会に参加する。

【境界問題相談センターちば】

1. 信頼されるADR
2. 事前相談に対する協力・支援
3. ADR認定資格活用支援
4. 他のADR機関との交流

境界問題相談センターちば開設から16年余が経過し、紛争解決機関としてある程度世の中に浸透してきたこともあり、相談申出、調停申立件数は一定の水準で推移している。

しかしながら誰もがセンターちばを知っているわけではなく、境界紛争に関してはまだまだ隠れたニーズがあると考えている。そこで境界紛争で困っている人をスムーズにセンターちばまで導くためのアンテナを広げるべく、紛争当事者、他士業、県市町村・法務局職員、そして土地家屋調査士会会員の皆様に対してそれぞれ広報活動を行っていく。

また、年々複雑化する事件に対応するために、引き続き充実した内容の研修を行うとともに、他士業の皆様、官庁担当者の皆様と相互に研修に参加して積極的に交流を深める。

その他、昨年度から引き続き、「ADR代理業務紹介者名簿」の更新（弁護士会との協議を行いながら）、「調査測量鑑定実施委員名簿」「事前相談受付名簿」の更新などを行い、センターとしての体制を整えていく。

昨年度もコロナ感染拡大の影響を受けたものの、これまでの経験を活かし、感染対策を講じた上で、相談、調停、研修を実施することができた。また、偶数月に開催している運営委員会の会議においても、集合形式＋ウェブのハイブリッド会議にて開催することができた。今年度においても、相談、調停についてはこれまでどおり感染対策を講じた上で実施し、各研修についてはウェブ参加が可能な形で実施していく。

また、連合会が進めるODR（オンライン紛争解決手続）について対応するべく、まずはセンター規則の改訂から着手する。